

# 王子総合病院附属看護専門学校 個人情報保護取扱い規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、本校で必要な事項を定めたものである。

## (個人情報とは)

第2条 本規程における個人情報とは、以下の通り「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項で規定されたものである。

1. 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
2. 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。  
具体的には、氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス・性別・学籍番号・成績・健康データ等を指す。

## (対象者)

第3条 本規程の対象者は、以下の者とする。

1. 教育を受けている者・・・在籍する学生
2. 教育を受けようとしている者・・・入学試験受験者・合格者等
3. 過去に教育を受けた者・・・卒業生・退学者等
4. 過去に教育を受けようとした者・・・不合格者・入学辞退者
5. その他・・・上記1.～4.の保護者・保証人

## (利用目的)

第4条

1. 前条1.～4.の対象者の個人情報は、以下の目的で利用する。
  - 1) 入学試験及び手続に関する目的
  - 2) 学籍管理に関する目的(入学、休学、復学、退学等の手続きを含む)
  - 3) 修学の運営に関する目的(教育支援、授業・試験運営、成績処理、  
単位認定、卒業判定、管理名簿作成など)
  - 4) 各種証明書の作成・発行の目的
  - 5) 学費収納に関する管理業務及び通知等の目的
  - 6) 進学・就労支援に関する目的
  - 7) 奨学金、学生支援機構等の手続きに関する目的
  - 8) 他、本校からの連絡に関する目的

2. 保護者・保証人の個人情報には以下の目的で利用する。
  - 1) 学習状況、成績等の通知に関する目的
  - 2) 学費収納に関する管理業務及び通知等の目的
  - 3) 行事等の案内に関する目的
  - 4) 奨学金、学生支援機構等の手続きに関する目的
  - 5) 他、本校からの連絡に関する目的
3. 本条第1項1)～8)及び第2項1)～5)の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、改めて利用目的を明確に特定し、本人の同意を得なければならない。

#### (個人情報の第三者への提供)

- 第5条 個人情報の第三者への提供は、本人の同意を得なければならない。但し、例外として以下の場合には本人の同意を得ずに第三者に提供することがある。
- 1) 令状等法令に基づき提供を要求された場合
  - 2) 人の生命、身体または財産の保護に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

#### (本人の同意に関する事項)

- 第6条 個人情報利用にあたっての本人の同意は以下の方法で得る。
1. 個人情報の利用目的を、本人に通知または公表する。  
その方法は、口頭・書面等での通知または公表とする。
  2. 同意は、口頭・書面等により承諾する意思表示を明確に得る。

#### (教職員の監督、守秘義務及び安全管理措置に関する事項)

- 第7条
1. 個人情報管理責任者は、学校長とする。
  2. 教職員はその職務の範囲内で第3条規定の対象者の個人情報を取り扱う。
  3. 教職員は成績等、個人情報が含まれる資料を原則として学外に持ち出してはならない。  
やむを得ず持ち出す場合は、学校長の許可を得なければならない。
  4. 教職員は業務上知り得た個人情報を、みだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。本校を退職・異動した後においても同様とする。
  5. 個人情報管理責任者は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、安全管理措置を実

施しなければならない。

6. 利用目的の通知・公表・開示等の個人情報取り扱いに関する諸手段について、学生便覧・学校案内等で公表する。

#### **(委託先の監督に関する事項)**

##### **第8条**

1. 健康診断を委託している医療機関との間で個人情報保護のために講ずべき措置の内容を委託契約で明確にする。
2. 模擬試験等を委託している業者との間で個人情報保護のために講ずべき措置の内容を委託契約で明確にする。

#### **(開示・訂正・利用停止に関する事項)**

第9条 第3条規定の対象者本人から個人情報の開示・訂正・利用停止の請求があった場合は、速やかに対応する。

但し、入学選抜成績及び選抜に関する資料は開示しないものとする。

#### **(個人情報保護の相談に関する事項)**

第10条 個人情報の開示、訂正、削除の請求等個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情は、副学校長が担当する。

2017年7月25日制定